

高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証

氏 名 泉工医科工業株式会社
(法人にあつては、名称)

営業所の名称 泉工医科工業株式会社 中四国支店

営業所の所在地 広島市安佐南区西原一丁目3番8号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業・貸与業の許可を受けた者であることを証明する。

令和5年10月19日

広島市保健所長 上田 久仁子



令和5年11月20日から

有効期間

令和11年11月19日まで

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることはできません。)

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日(審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告(訴訟において広島市を代表する者は広島市長となります。)として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があつたことを知つた日(審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求をしたときは、裁決の日)の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することはできません。)